

平成25年度第1回図書館職員専門研修

# 著作権法の動向と図書館サービス

2013年7月31日 井上奈智

(日本図書館協会 著作権委員会委員)



# 構成

- 1.はじめに
- 2.著作権制度の基本
- 3.図書館サービスと著作権



# 1-1:自己紹介

- 井上 奈智 (いのうえ なち)  
<n-inoue@ndl.go.jp>
- 国立国会図書館  
電子情報部 システム基盤課
- 1984年 奈良県生まれ  
2002年 国立国会図書館入館  
2010年 著作権委員会所属



## 1-2:研修の前に

- この研修では、著作権法の動向を踏まえつつ、著作権と図書館サービスの関わりを考えるうえで、必要最小限の考え方を身につけていただこう、講義を行います。
- これをきっかけに、自館のサービスの中で著作権規定をどのように位置づけるか、みなさんで考えていただければと思います。



## 1-3:参考文献

- ・ 文化庁 著作権テキスト(平成25年度)  
[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/h25\\_text.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/h25_text.pdf)
- ・ 図書館サービスと著作権(改訂第3版)、日本図書館協会、2003
- ・ Q&Aで学ぶ図書館の著作権基礎知識(第3版)、黒澤節男、2011
- ・ 各種ガイドライン

※本プレゼン資料は後日、質疑応答を反映した上で皆様にPDFで送付します。職場内での情報共有に使用してください。



## 1-4:図書館員と著作権

- 図書館員は、信頼性の高い情報とそれを求める人を繋ぐこと、本の素晴らしさを伝えることなど、さまざまな仕事があります。その中には「著作権の案内役」の役割も。



## 2-0:利用の手順

スタート(契約があれば従う)



保護の対象となる著作物か

↓ (YES)

保護期間が存続しているか

↓ (YES)

法定利用行為か

↓ (YES)

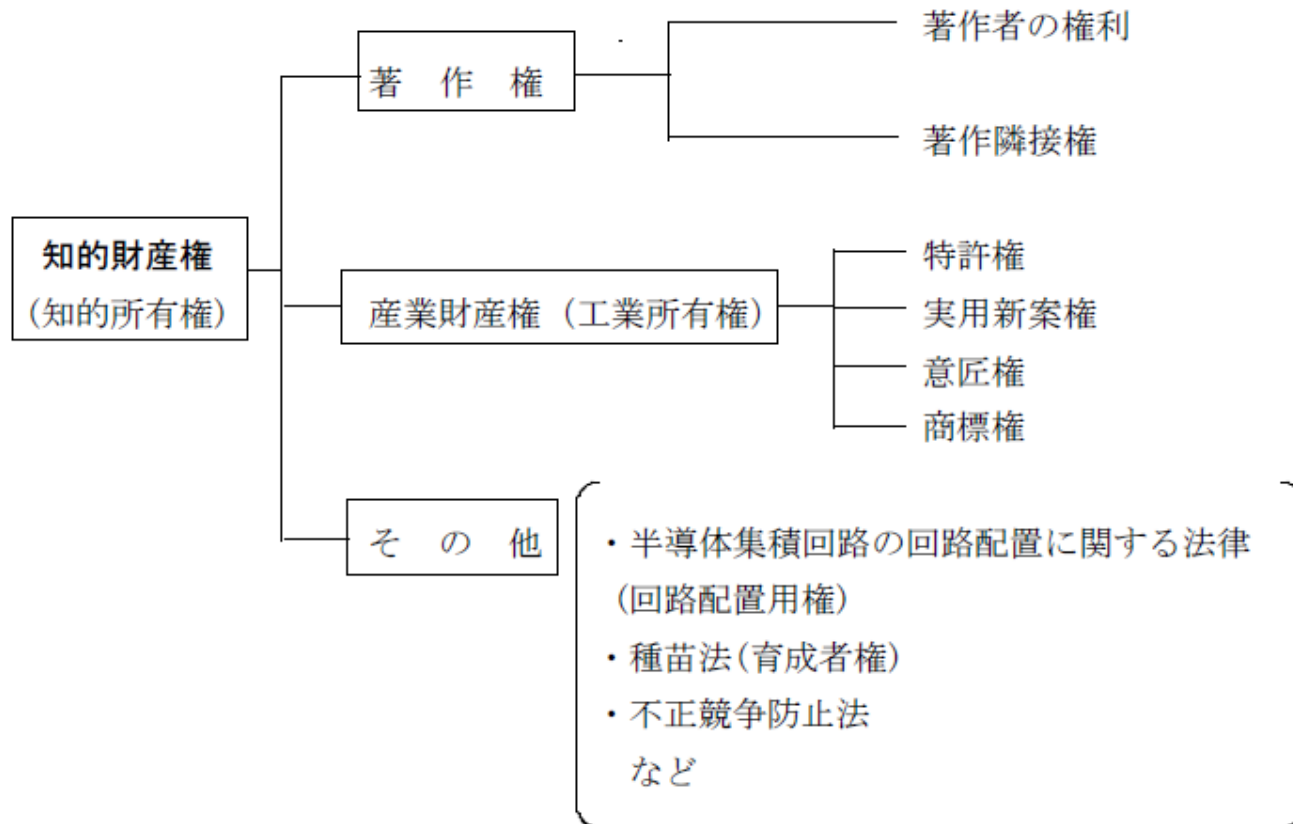
権利制限規定が適用できるか

↓ (NO)

著作権者からの許諾が必要



# 2-1:知的財産権





## 2-2:著作権の発生

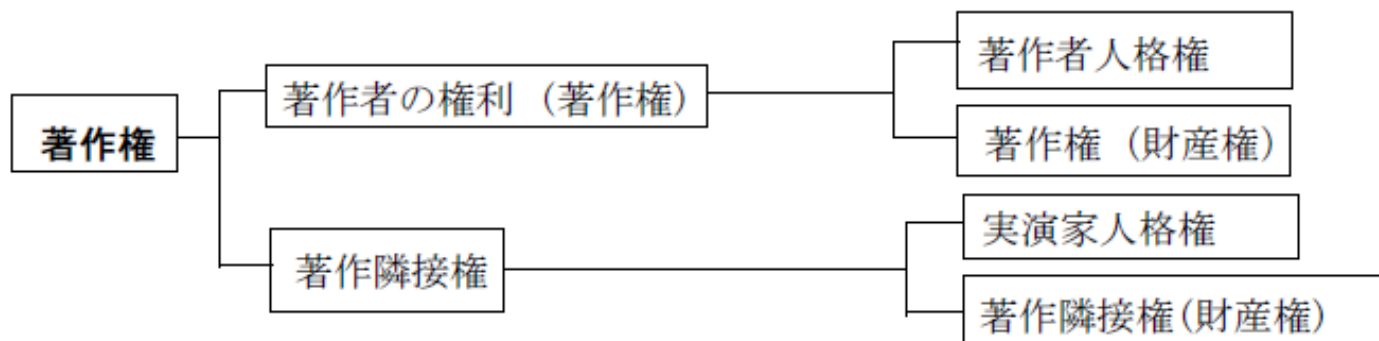
- 無方式主義  
著作権は創作した時点で自動的に発生する。  
登録の必要がない  
(cf.文化庁の登録制度)

世界のほとんどは無方式主義

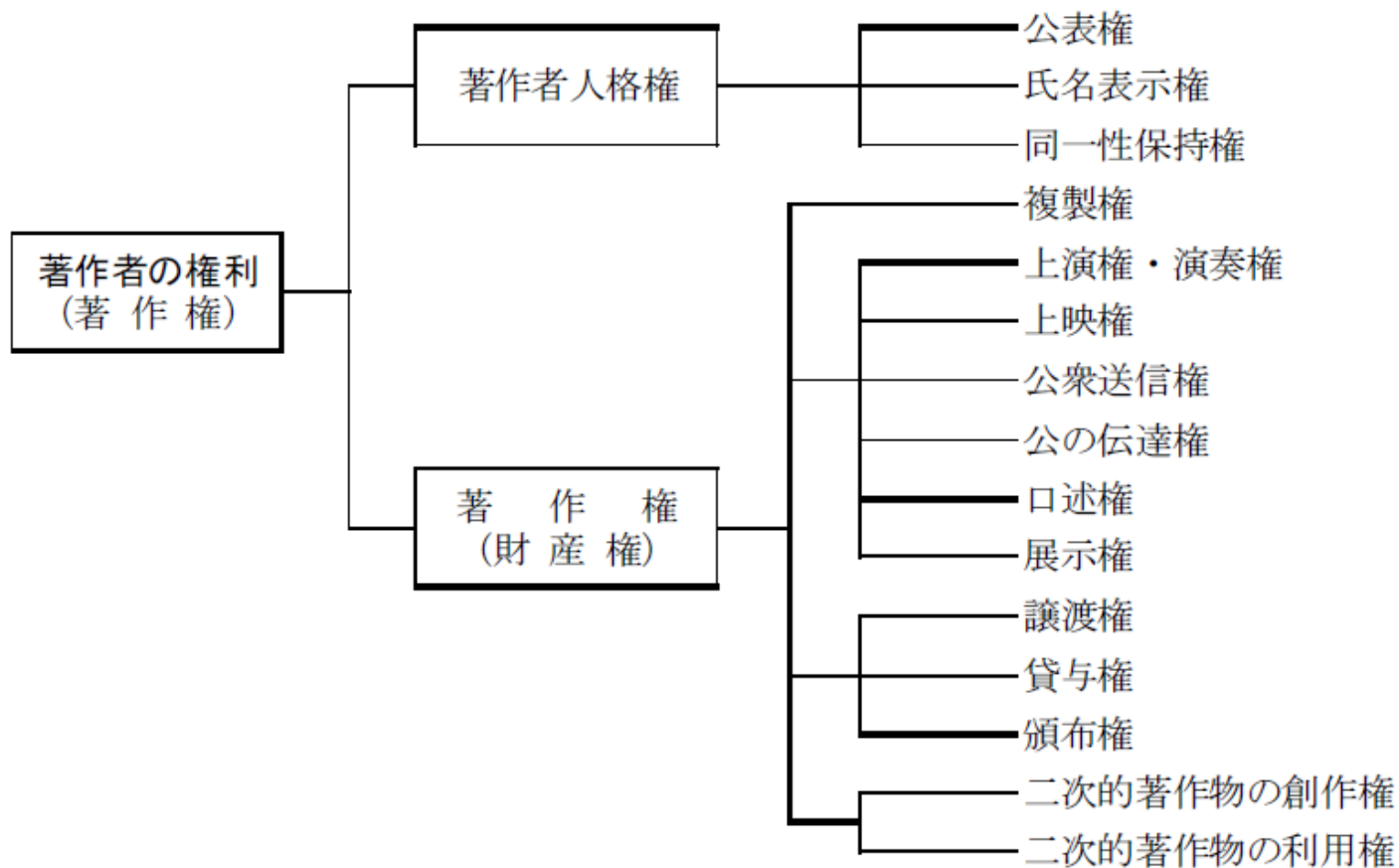


## 2-3:著作権の構成

- 著作権の構成



## 2-4: 著作者の権利(著作権)



## 2-5:著作権とは(1)

- 著作権は「著作物」にはたらく。  
著作物の例示(法10条)

言語の著作物	講演, 論文, レポート, 作文, 小説, 脚本, 詩歌, 俳句など
音楽の著作物	楽曲, 楽曲を伴う歌詞
舞踊, 無言劇の著作物	日本舞踊, バレエ, ダンス, 舞踏, パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画, 版画, 彫刻, マンガ, 書, 舞台装置など (美術工芸品を含む)
建築の著作物	芸術的な建築物
地図, 図形の著作物	地図, 学術的な図面, 図表, 設計図, 立体模型, 地球儀など
映画の著作物	劇場用映画, アニメ, ビデオ, ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く影像」
写真の著作物	写真, グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

## 2-6:著作権とは(2)

- 著作物とは？  
(法2条1項1号)

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの



## 2-7:著作権とは(3)

(a)「思想又は感情」

× 単なるデータ

cf. 編集著作物(職業別電話帳)

(b)「創作的」

× ありふれたもの、模倣品

(c)「表現したもの」

× アイディア(表現されていない)

(d)「文芸, 学術, 美術又は音楽の範囲」

× 工業製品



## 2-8:著作権とは(4)

- 著作権保護の対象とならない著作物
  - ①憲法その他法令、国や地方自治体、地方独立行政法人又は独立行政法人の告示・訓令・通達、判決文  
それらの翻訳物や編集物(法13条)
  - ②日本が著作権保護の義務を負わない国の著作物(法6条)  
→北朝鮮など



## 2-9:保護期間(1)

- 保護期間

原則：著作者の死後50年まで

例外1：公表後50年まで

(無名、変名(非周知)、団体名義)

例外2：公表後70年まで

(映画)





## 2-10:保護期間(2)

- すべての期間は、死亡、公表、創作した年の「翌年の1月1日」から起算する。(法57条)

例えば、横山大観。

1868年11月2日 出生

1923年4月1日 公表

1958年2月26日 死亡

～2008年12月31日まで。



## 2-11:保護期間(3)

- 外国著作物の特例  
「戦時加算」(日本との平和条約を批准した連合国・連合国民の著作物。戦争期間の著作物は、10年程度、著作権が延長される。

(例) サン・テグジュペリ『星の王子さま』

「戦時加算」がなければ1995年1月1日から自由利用可だが、戦時加算のため2003年1月23日からに。



## 2-12:保護期間(4)

- 例外

- ・昭和32年までに公表された写真の著作物の著作権はすべて消滅している。

- ・昭和28年までに公表された映画の著作物の著作権はすべて消滅している。

※昭和45年までに創作された映画の著作物のうち、個人が著作者であるものについては、その個人の死後38年まで保護される。



## 2-13:民事上の請求

- 民事
  - (a)侵害行為の差止請求
  - (b)損害賠償の請求
  - (c)不当利得の返還請求
  - (d)名譽回復などの措置の請求



## 2-14:罰則

- 罰則
    - ・被害者の告訴が必要(親告罪)
    - ・著作権、出版権、著作隣接権の侵害  
→10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金
    - ・その他、著作者人格権侵害→5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
    - ・法人などが著作権等(著作者人格権を除く)を侵害→3億円以下の罰金
- ※「懲役刑」と「罰金刑」は併科可。



## 3-0:利用の手順(再掲)

スタート(契約があれば従う)



保護の対象となる著作物か

↓ (YES)

保護期間が存続しているか

↓ (YES)

法定利用行為か

↓ (YES)

権利制限規定が適用できるか

↓ (NO)

著作権者からの許諾が必要



## 3-1:著作物の利用(1)

- 手順を戻しますが、まずは契約を確認してください。
- 電子ジャーナル・電子書籍の場合、契約の中で、閲覧・複写・貸出などのルールが決まっていることがほとんどです。



## 3-2:著作物の利用(2)

- 著作権とは、著作権者にとって無断で〇〇されない権利。著作権のはたらく行為を著作権者以外が行う場合は、著作権者からの了解(契約)が必要。
  - ① はたらく行為  
権利の対象となる旨が規定されている行為。「2-4:著作者の権利(著作権)」参照。
  - ② はたらかない行為  
自由利用可能。①以外の行為(例:紙の閲覧、中古販売、除籍資料の配布)





## 3-3:著作物の利用(3)

- 原則は著作権者の了解が必要だが、契約だけに頼ると利用が促進されない。そこで著作権法は、いくつかの権利制限を置く。著作権者の権利を制限することで特定の行為は著作権がはたらかない。  
権利の「剥奪」ではなく、公正な利用を確保するためのルール。



## 4-1:重要な例外/私的利用(1)

- 私的利用のための複製(法30条)

家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的で使用する場合は、無許諾で複製できる。

×海賊版(もともとは海賊版も私的利用のもと、適法にダウンロードできたが、)

2009年改正:違法化、

2012年改正:有償著作物に限っては刑事罰の対象となった。



## 4-2:重要な例外/私的利用(2)

×映画の盗撮(映画の盗撮の防止に関する法、2007年施行)映画館での映画の録音・録画の違法化

※私的録音録画補償金制度(1992年改正)

デジタルは劣化なくコピーを作ることが可能。中古市場にオリジナルと同等の品質のコンテンツが流通する可能性があるため、機器・媒体に補償金が上乗せして支払われている。100円のCD-Rの場合、補償金額は3円。



## 4-3:重要な例外/教育での利用(1)

- 教育機関での複製(法35条)

学校の先生や児童・生徒が学校の授業において使用する場合は、無許諾で複製できる。ただし、著作権者の利益を不当に害しないこと。

× 営利目的を除く。

× ドリルやワークブックを先生が一部購入し、生徒にコピーを提供することはできない。



## 4-4:重要な例外/教育での利用(2)

○「必要と認められる限度において」可能。半分に限らない。

○課外活動も可(部活動、文化祭、林間学校など)

○自校の図書館は、先生や生徒・児童に資料を提供できる。

×先生や生徒・児童が、他の図書館に複写を申し込む場合は該当しない。

○場所は、図書館や公民館などの社会教育施設でもよい。「組織的・継続的教育活動」であること。

※本条文は、遠隔授業を行う場合にも適用される。



## 4-5:重要な例外/教育での利用(3)

文化庁パンフレット:学校における  
教育活動と著作権

[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou\\_chosakuken.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/hakase/pdf/gakkou_chosakuken.pdf)

文化庁による事例集:著作権教育  
5分間

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/index.html>



## 4-6:重要な例外/教育での利用(4)

(権利者団体のみで作成したもの:参考程度に)

学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン(2004年3月)

[http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)

フローチャート(2004年3月)

<http://www.jbpa.or.jp/pdf/guideline/flow.pdf>





## 4-7:重要な例外/引用

- 引用(法32条)
  - ・公正な慣行に合致すること、
  - ・引用の目的上、正当な範囲内で行われることが条件。

※国や地方自治体などがPRのために発行した資料は、禁転載などの表示がない限り、説明の材料として刊行物に「転載」することができる。





## 4-8:重要な例外/写りこみ

- 付随対象著作物の利用(法30条の2)  
写真の撮影、録音・録画をする場合に写りこんでしまった著作物については、そのまま使うことができる。



## 5-1: 閲覧

- 書籍・雑誌・新聞  
貸与権がはたらく? : 持ち出され「ない」ものにははたらかない。

閲覧させる行為は著作権法上の行為ではないため、自由に著作物を利用できる(営利目的や料金を徴収することも可能。)



## 5-2:上演・演奏・口述・上映(1)

- 38条1項
  - ・営利を目的とせず、
  - ・聴衆・観衆から料金を徴収せず、
  - ・実演家または口述を行うものに対し、報酬が支払われ「ない」場合、

「公に」上演・演奏・口述・上映できる。



## 5-3:上演・演奏・口述・上映(2)

- DVD・ビデオ・CD-ROM・マイクロフィルム・マイクロフィッシュ  
上映権がはたらくが、  
→38条1項適用のため許諾不要。

※購入時の「契約」によっては契約違反になる場合も。

- × 自宅で録画した作品
- × レンタルショップで借りた作品

- 音楽CD  
演奏権がはたらくが、  
→38条1項適用のため許諾不要。

○館内放送(ただし、切り貼りすると同一性保持権侵害の可能性がある。いくつかのCDを連続して流すのはOK。)



## 5-4:上演・演奏・口述・上映(3)

- 著作権法上の「公に」とは？  
不特定または特定の多数をいう。
- 「報酬」とは？
  - 実演・口述する人への交通費支払、  
昼食弁当の支給
  - ×実演・口述する人への報酬。謝金の  
支払い
  - 会場費、会場運営費(電気代等、下駄  
箱代)
  - 観客へ配る資料費、お菓子・ジュース  
代
  - 主催者・ボランティア・アルバイトの交  
通費、昼食代・弁当代
  - ×主催者の人件費、アルバイト代



## 5-5:上演・演奏・口述・上映(4)

- 日本図書館協会と日本映像ソフト協会の「合意事項」(平成13年12月12日)  
→「目安」ではあるがひとつの根拠になりうる

### 1. 定義

(a)「ビデオグラム作品」ビデオカセットテープ、ビデオディスク(LD・DVDを含む)に収録されている映画の著作物

(b)「上映会」図書館等が多数の公衆に聴講させる目的で行う非営利・無償の上映

### 2. ビデオグラム作品の上映

(a)「上映権付き」・許諾済みビデオグラム→上映可

(b)それ以外のもの

i .興業で上映されるとは考えられない教育的・文化的内容のビデオグラムは上映可

ii .個人貸出・視聴用に承認されたビデオグラムについては、この条項を適用



## 5-6:貸出

- 「非営利・無料」であること(法38条4項・5項)
- ①書籍・雑誌・新聞・音楽CDなど  
許諾不要。
- ②ビデオ・DVD・書籍や雑誌の付録  
DVD など→動画(=著作権法上の「映画」)の有無がポイント。  
頒布権(貸与権+譲渡権)がはたらくため、権利制限規定適用できない。
- ∴許諾が必要→「著作権処理済資料」を購入すれば許諾をとったことになる。



## 5-7:展示

- 資料の展示  
展示権がはたらく? :複製物に  
展示権ははたらかない。
- 廃棄する絵本から切り取った  
キャラクターの展示  
展示権がはたらく? :複製物に  
展示権ははたらかない。  
複製権がはたらく? :そもそも複製  
していない。





## 5-8:クリッピング

- 新聞記事をクリッピングして利用者に見せたい  
複製権がはたらく? :そもそも複製していない。  
×拡大コピーする場合、許諾が必要。
- 新聞記事をクリッピングしてスタッフ用に回覧する。  
複製権がはたらく? :そもそも複製していない。  
×コピーして回覧する場合、許諾が必要。→新聞社と契約を。



## 5-9:表紙(1)

- 表紙の利用(原則)

(i)表紙に著作物(注:デザイン、装幀はもともと著作物ではない)が含まれないものはOK

※背表紙は著作物でないことが多いため、ブックトラックに背表紙を並べて撮影する方法も。

(ii)それ以外のものは基本的には要許諾(広報誌の掲載には複製権、ウェブサイトの掲載には複製権及び公衆送信権がはたらく)



## 5-10:表紙(2)

- 表紙の利用(例外)

(iii)引用規定を用いる。「4-7:重要な例外/引用」を参照。

(iv)児童書四者懇談会に係る資料  
「読み聞かせガイドライン」

<http://www.jbpa.or.jp/guideline/readto.html>

Q&A

<http://www.jla.or.jp/Portals/0/html/kenkai/200707.pdf>

「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる」

「ただし、ホームページにのせる場合は、引用にあたる場合を除き確認が必要。表紙写真に加え、作品名・著作者名(作・文・絵・写真など)・出版社名を必ず一体表記すべき。」



## 5-11:表紙(3)

- 表紙の利用(例外)

(v) 資料を紹介するために、表紙画像等を使用(広報誌、ウェブサイトへの掲載)することができるという見解がある。(法47条の2)

※オークションのための規定では? :  
貸出の紹介のためにも使えるため、  
図書館にも援用できる。

※美術・写真の著作物が対象では? :  
表紙の利用(原則)(i)より、表紙について、  
著作権法上問題になるのは美術・  
写真の著作物の場合が多い。



## 5-12:表紙(4)

- 表紙の利用(例外)

(v 続き)

要件は以下のとおり。

- ・実際に貸出対象となる現物資料の表紙を使うこと。

- ・大きさの制約

→紙:50cm<sup>2</sup>以下

→電子:32,400画素[非プロテクション]or90,000画素[プロテクション有り]



## 5-13: キャラクタの利用

- キャラクタの利用は、授業の過程で複製する場合は、許諾は必要ない。恒常的に掲示するなど当初の目的を超えて使用する場合は作者の了解が必要。  
文化庁による事例集：  
<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/sidoujireishu/tokubetsu03.html>
- 学校図書館のイベントで、各人のしおりを作成する際に、キャラクタを使うケース。そのイベントや読書活動が学校の教育計画に組み込まれているのであれば、適法と考える余地はある。



## 5-14:複製 (1)

法31条1号(図書館等における複製)

→ 図書館のコピーサービスが無許諾でできる根拠規定。





## 5-15:複製(2)

- 法31条

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。





## 5-16:複製(3)

- 法31条(続き)

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合

- 二 図書館資料の保存のため必要がある場合

- 三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合



## 5-17:複製(4)

(a)国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるものの…においては

- ・該当する図書館の種別は？



# 5-18:複製(5)

- 著作権法施行令第1条の3

法第三十一条…の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。

一 図書館法第二条第一項の図書館

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）に設置された図書館及びこれに類する施設

三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館



## 5-19:複製(6)

- 著作権法施行令第1条の3(続き)

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの

五 学術の研究を目的とする研究所、試験所その他の施設で法令の規定によつて設置されたもののうち、その保存する図書、記録その他の資料を一般公衆の利用に供する業務を行うもの

六 前各号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人(次条から第三条までにおいて「一般社団法人等」という。)が設置する施設で前二号に掲げる施設と同種のものうち、文化庁長官が指定するもの



## 5-20:複製(7)

- (1) 国立国会図書館
- (2) 公共図書館
- (3) 大学図書館
- (4) 「大学校」図書館
- (5) 国公立の博物館・文書館・地方議会  
図書室(一般公開のみ)
- (6) 国公立の研究所(一般公開のみ)
- (7) その他文化庁指定施設

→ 学校図書館、企業図書館は含まれない

※(1)以外は司書相当の著作権について一定の知見を有する職員を配置すること



## 5-21:複製(8)

・司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員とは？

- (1)司書
- (2)司書補になって4年以上図書館事務に従事しているもの
- (3)国家公務員採用試験における図書館学の区分での合格者
- (4)大学等を卒業した者で、1年以上図書館事務に従事し、かつ文化庁図書館職員著作権実務講習会を修了した者
- (5)中学、高等学校等を卒業した者で、4年以上図書館実務に従事し、かつ文化庁図書館職員著作権実務講習会を修了した者





## 5-22:複製(9)

(a)国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの・・・においては(再掲)

- ・複製の主体は図書館である(利用者ではない)ということ(違法の場合、図書館が著作権侵害になる)
- ・複製の可否や資料を複製する範囲などは図書館が決めてよい。

※コイン式複写の目安:

大学図書館における文献複写に関する実務要項(平成15年1月30日)

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/yoko.pdf>

「大学図書館における文献複写に関する実務要項」解説

<http://www.janul.jp/j/documents/coop/kaisetsu.pdf>



## 5-23:複製(10)

(b)その営利を目的としない事業

○機器のレンタル料や、光熱水料、人件費、用紙代等「実費」は複写料金に盛り込むことができる。

(c)図書館等の図書、記録その他の資料

○所蔵資料、寄託資料が対象

×ウェブページは不可

○相互貸借による他館資料も図書に限り認められる。

「借受ガイドライン」(2006年1月より実施可能)

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/239/Default.aspx>





## 5-24:複製(11)

(d)著作物を複製することができる

○「複製」の範囲や方法が限定されていない。紙のコピーだけでなくダウンロードや録音録画なども含まれる。

×FAXや電子メールで複製物の送信ができない。(公衆送信権がはたらく)

※大学の場合は例外あり:大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン(平成21年7月1日)

[http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill\\_fax\\_guideline\\_090701.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/ill_fax_guideline_090701.pdf)



## 5-25:複製(12)

(A)図書館等の利用者の求めに応じ

○他の図書館経由の申請、仲介者からの申請、法人からの申請もOK。

×具体的な申込みがあってから複製しなければならない。関心分野に合うと思われる文献を複写して提供することはできない。また、複写が殺到すると予想される個所を事前に予測して複写することはできない。



## 5-26:複製(13)

### (B)調査研究

× 娯楽用や観賞用のための複製物は認められない。

○ 営利目的も、企業による調査研究もOK。

### (C)公表された資料であること

・ 日記などの扱いに注意。



## 5-27:複製(14)

(D)著作物の一部分であること  
少なくとも半分を超えない範囲

「著作物」とは「資料」そのものではない。

- 論文集・短編集 ■ 論文・短編の一部分
- 写真集・画集・書集 ■ 写真や絵画、書  
の一部分(同一性保持権との関連から複  
写不可とする見解も)
- 歌集・楽譜集・歌詞カード ■ 1曲の半分
- CDやレコードのジャケット ■ その半分
- 一枚ものの地図 ■ 地図の半分
- 住宅地図 ■ 見開きの半分



## 5-28:複製(15)

■俳句・短歌・詩歌・事典の一項目■

その半分。ただし事実上複写可に。

写り込みガイドライン(2006年1月より実施可能)

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/fukusya/uturikomi.pdf>

→同一紙面は遮蔽を要しない。

×楽譜、地図、写真集・画集(書の著作物を含む)、雑誌の最新号を除く。



## 5-29:複製(16)

(E)「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物については、その全部」

- ・「発行後相当期間」とは？ : 次号発行又は3カ月経過後※日本著作権センターガイドライン案(1992年)が参考になる。
- ・「定期刊行物」か「図書」か？  
図書との区別は各館の解釈に委ねられている。
- ・最新号は、図書等と同じ扱い。(複写不可という見解も。)



## 5-30:複製(17)

(A2)図書館資料の保存のため必要がある場合

- ・あくまで保存のため。
  - ・欠損・汚損部分の保管、損傷しやすい古書の保存などの場合が該当する。
- マイクロ変換、デジタル化もOK。





## 5-31:複製(18)

(A3)他の図書館等の求めに応じ複製物を提供する場合

- ・図書館等からの依頼であること。
- ・絶版等の理由で一般に入手が困難なもの。

×単に資料の価格が高額であること、その入手に理由を要することは理由にならない。





## 5-32:複製(19)

- 国立国会図書館における電子化のための複製(法31条2項)(2010年1月1日施行)
  - ・所蔵資料の電子化※2009年度に127億円の予算がつき、話題になった。
- 国立国会図書館における図書館送信(法31条3項)2013年1月1日施行
  - ・絶版等資料
  - ・送信先は、著作権法第31条第1項が適用される図書館等



## 6-1:障害者サービス(1)

- 視覚障害に対応するサービス:点字の製作及び提供(法37条1・2項)※翻案のないもの
  - ・誰でも製作できる
  - ・誰にでも(障害者ではなくても)提供できる
  - ・いかなる提供方法も可能(譲渡、インターネット配信)
  - ・ただし、公表されたもの(×手紙、日記)
  - ・図書館の所蔵資料でなくともよい



## 6-2:障害者サービス(2)

- 視覚障害に対応するサービス:  
点字以外のもの(法37条3項)  
2009年改正

→37条ガイドライン(2010年2月  
28日):

<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>



## 6-3:障害者サービス(3)

- サービスの主体  
視覚障害者向け施設に加え、  
公共図書館、大学図書館、学  
校図書館、国立国会図書館な  
ど
- サービスの客体(37条ガイドラ  
イン別表2)  
視覚障害者を含む「視覚による  
表現に障害のある者」
  - ・利用登録確認リストにより判  
断する



## 6-4:障害者サービス(4)

- 製作方法
  - ・「布の絵本、触図・触地図」「リライト」(37条ガイドライン6項)  
元の資料にある程度、手を加えたり作り直したりすることができる。  
外国語の翻訳や、古文や漢文を現代語訳にすることができる。  
形式は、録音、拡大図書、テキストデータ、マルチメディアデイジーなど多岐にわたる。



## 6-5:障害者サービス(5)

- 提供方法
  - ・貸出、インターネット配信、複製、譲渡が可能。
  - × 電子メール、FAXは不可

(ただし、)

- 公表された「視覚著作物」に限定  
(文字、写真、絵画、映像など)
- 市販で同じ形式(例:デージー)が流通している場合、製作できない  
(37条ガイドライン9項を参照)



## 6-6:障害者サービス(6)

- 聴覚障害に対応するサービス  
(法37条の2)2009年改正  
(これまでは)一部の聴覚障害者情報提供施設に対し、リアルタイムで放送番組の字幕を作成して聴覚障害者に送信することを認めていた。



## 6-7:障害者サービス(7)

音声だと情報が受け取りづらい人に対して(サービスの客体)

・音声だと情報が受け取りにくい場合に、情報を受け取れるような方式に変換できるようになった。→視聴覚障害者提供施設に拡大(図書館は対象外)

・映画や放送番組などに字幕や手話などをつけたものの作成し、貸出することができる。(補償金が必要)

→大学図書館、点字図書館、公共図書館、学校図書館などに拡大。しかし補償金が決まっていないため、現在は使えない。





## 7-1:許諾(1)

- 国内著作物の複写権管理:公益社団法人  
日本複製権センター(JRRC)  
(旧名:社団法人日本複写権センター)  
<http://www.jrcc.or.jp/>
- 出版物の利用:一般社団法人日本書籍出版協会  
<http://www.jbpa.or.jp/>
- 雑誌の利用:一般社団法人日本雑誌協会  
(JMPA)  
<http://www.j-magazine.or.jp/>
- 一般社団法人日本音楽著作権協会  
(JASRAC)  
<http://www.jasrac.or.jp/info/school/>



## 7-2:許諾(2)

- 小説・脚本の利用:公益社団法人日本文藝家協会

<http://www.bungeika.or.jp/>

:協同組合日本脚本家連盟

<http://www.writersguild.or.jp/>

:協同組合日本シナリオ作家協会

<http://www.j-writersguild.org/>

- 写真の利用:日本写真著作権協会 (JPCA)

<http://www.jpca.gr.jp/>



## 7-3:許諾(3)

- コンピュータ・ソフトウェアの利用:一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS)

<http://www2.accsjp.or.jp/sam/>

- 住宅地図:株式会社ゼンリン(国内最大の地図情報会社)

<http://www.zenrin.co.jp/product/publication/j-map/>

※文化庁---著作権者不明の場合の裁定制度

<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-1/>



# 質疑応答



ご清聴ありがとうございました

